

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都板橋区新河岸一丁目1番1号

高砂鐵工株式会社

代表取締役社長 山田健司

第150期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第150期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の開催にあたりましては、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講じます。あわせて株主の皆様におかれましては、3ページの議決権行使についてのご案内をご参照のうえ、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）17時40分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都板橋区新河岸一丁目1番1号 当社本店会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第150期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第150期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

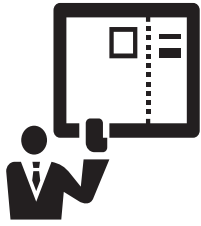
◎今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、本総会の運営を変更する場合がございます。運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト <http://www.takasago-t.co.jp/>

新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

- ・新型コロナウイルス感染予防および拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、当社係員のマスク着用など、感染予防のための措置を講じます。
- ・会場においては、マスク着用とアルコール消毒等のご協力をお願い申し上げます。
- ・会場内は、座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございます。
- ・会場内の換気のため、扉を開放したまま運営いたします。

本株主総会にご出席される株主様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

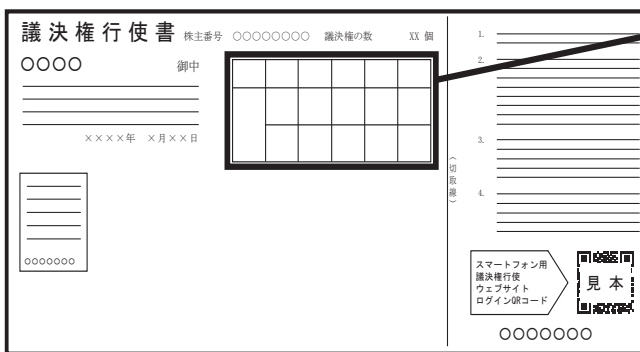


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2022年6月24日（金曜日） 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年6月23日（木曜日） 17時40分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年6月23日（木曜日） 17時40分入力完了分まで</p>
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログイン用コード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第4号、第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号、第5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

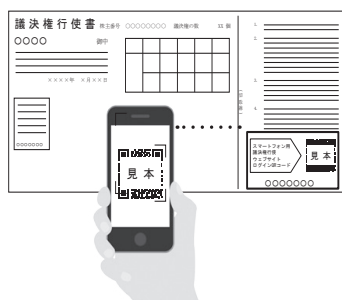
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

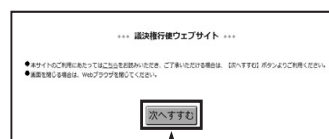


「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

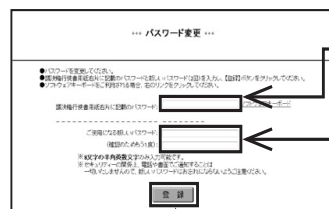
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください


「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事 業 報 告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社グループは、競争市場で自動車のEV化をはじめとする大きな変革が起こっているなか、中長期の需要動向が大きく変わることを踏まえ、2021～2023年度の中期計画において、当社の強みである「高品位・小ロット・短納期」の更なる進化を目指し、お客様の要望する商品・サービスの提供に努めてまいりました。

鉄鋼製品事業では、受注数量の回復が遅れるなか、新規顧客・用途の開拓や徹底したコスト低減に継続して取り組むとともに、当社原料である鋼材価格の上昇分を着実に製品価格へ転嫁したことに加え、在庫評価差等の一過性の要因もあり増収増益となりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は10,830百万円（前連結会計年度比24.1%増）、営業利益は796百万円（前連結会計年度比1,223.1%増）、経常利益は807百万円（前連結会計年度比625.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は647百万円（前連結会計年度比383.3%増）となりました。

(2) 事業の種類別セグメント別の状況

① 鉄鋼製品事業

主力のみがき帯鋼では、主要ユーザーである自動車部品向けにおいて、受注数量の回復が遅れるなか、新規顧客・用途の開拓や徹底したコスト低減に継続して取り組むとともに、当社原料である鋼材価格の上昇分を着実に製品価格へ転嫁したことに加え、在庫評価差等の一過性の要因もあり増収増益となりました。ステンレスおよび加工品においては、年間を通して堅調に推移しました。

その結果、事業全体の売上高は10,644百万円（前連結会計年度比24.6%増）、経常利益は710百万円（前連結会計年度比2,909.9%増）となりました。

② 不動産事業

不動産事業の業績は、売上高は185百万円（前連結会計年度比0.3%増）、経常利益は97百万円（前連結会計年度比11.1%増）となり、引き続き業績を利益面で下支えしております。

事業の種類別セグメント別売上高

セグメントの 名 称	第149期		第150期 (当連結会計年度)		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
鉄 鋼 製 品 事 業	百万円 8,545	% 97.9	百万円 10,644	% 98.3	百万円 2,099	% 24.6
不 動 産 事 業	185	2.1	185	1.7	0	0.3
合 計	8,730	100.0	10,830	100.0	2,100	24.1

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました総額は、80百万円でありま
す。

区 分	件 名
当連結会計年度中に完成した主要設備	(鉄鋼製品事業) 空調機更新、R G-1号機電気品更新 (不動産事業) 空調機更新

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、増資あるいは社債発行による資金調達は行っ
ておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第147期 2018年4月から 2019年3月まで	第148期 2019年4月から 2020年3月まで	第149期 2020年4月から 2021年3月まで	第150期 (当連結会計年度) 2021年4月から 2022年3月まで
売 上 高 (百万円)	10,990	9,679	8,730	10,830
経 常 利 益 (百万円)	537	210	111	807
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	423	76	134	647
1株当たり当期純利益 (円)	141.03	25.56	44.65	215.80
純 資 産 (百万円)	3,104	3,119	3,240	3,898
総 資 産 (百万円)	7,755	7,378	7,310	8,486

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株
数）により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を
当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指
標等については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、競争市場で、自動車のEV化をはじめとする大きな変革が起こっているなか、中長期の需要動向が大きく変わることをふまえ、当社の強みである「高品位・小ロット・短納期」の更なる進化を目指し、お客様の要望する商品・サービスを提供するため、中期計画（2021年度～2023年度）において、以下のとおり基本方針ならびに経営目標数値を定めております。

《基本方針》

- ① 新規のお客様・用途の開拓
- ② お客様ニーズに応える商品開発
- ③ 原料の最有利調達と製品価格の是正
- ④ 設備の徹底保全およびタイムリーな設備投資の実行
- ⑤ 人材確保と人材育成・組織の活性化

《経営目標数値》

経営目標 (連結ベース)	目標数値	[ご参考] 2020年度実績	2021年度実績
売上高経常利益率(ROS)	5.0%	1.3% (注)1(4.8%)	7.5%
自己資本比率	50%	44.3%	45.9%
D/Eレシオ	0.1倍以内	0.1倍以内	(注)2 -

- (注) 1. ()内は下期の数値であります。
2. 有利子負債が存在しないため記載しておりません。

2021年度の実績は、鉄鋼製品事業での主力のみがき帯鋼において、新規顧客・用途の開拓や徹底したコスト低減に継続して取り組むとともに、当社原料である鋼材価格の上昇分を着実に製品価格へ転嫁したことに加え、在庫評価差等による一過性の増益要因もあり、経営目標数値は、順調に推移しております。

引き続き、基本方針のもと諸施策を実行することにより、収益力の向上、財務体質の強化を図り、安定した配当実施に努めてまいります。

(7) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
タカサゴスチール株式会社	40	100	ステンレス、特殊鋼他の加工 および販売

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業部門	主要な営業品目
鉄鋼製品事業	みがき帯鋼、みがき特殊帯鋼、エンボス製品を含む冷間圧延ステンレス鋼、ステンレス加工製品等
不動産事業	不動産賃貸等

(9) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場

名称	所在地
本社工場	東京都板橋区新河岸一丁目1番1号
名古屋支店	愛知県名古屋市

② 主要な子会社の事業所

会社名	所在地
タカサゴスチール株式会社	本社・工場：大阪府東大阪市

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
145名	2名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121名	2名減	45歳0ヶ月	18年0ヶ月

(11) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,032,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,008,000株
 (3) 株主数 1,930名
 (4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
日鉄ステンレス株式会社	922千株	30.72%
三井物産株式会社	500	16.65
株式会社大谷製作所	157	5.23
窪 田 正 史	78	2.60
佐 藤 宏 樹	57	1.90
株式会社みずほ銀行	53	1.79
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	53	1.77
中央日本土地建物株式会社	50	1.68
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	50	1.67
auカブコム証券株式会社	42	1.40

(注) 持株比率は、自己株式(5,741株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 健 司	
取締役	横 谷 龍 裕	品質保証・製造担当、企画室長
取締役	松 井 勝 人	総務・経理・販売・名古屋支店担当、 調達部長
取締役（監査等委員・常勤）	橋 戸 康 正	
取締役（監査等委員）	白 石 勉	
取締役（監査等委員）	浦 上 純 一 郎	日鉄ステンレス株式会社 財務部財務室長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）白石 勉、浦上純一郎の両氏は社外取締役であります。なお、当社は白石 勉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、橋戸康正氏を常勤の監査等委員として選定し、また、橋戸康正氏、白石 勉氏、浦上純一郎氏の3氏を選定監査等委員として選定しております。
3. 当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
4. 取締役（監査等委員）白石 勉、浦上純一郎の両氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）白石 勉氏は、過去に他社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。
 - ・取締役（監査等委員）浦上純一郎氏は、他社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役および監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年1月23日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員でない取締役の報酬額は、前年度の連結経常利益に連動させる業績連動報酬制度において決定しております。具体的には次のとおりです。

- a. 報酬の構成は取締役報酬と役位報酬としております。
- b. 役位報酬を含めた役位ごとの基本報酬額を定め、この全額を前年度の連結経常利益に連動させたものとしております。
- c. 連動指標を連結経常利益とした理由は、企業価値増大にむけた経営計画の達成度を測る基本指標としてより適切であるとの考えによるものです。
- d. 業績連動報酬の額は前年度の連結経常利益額に応じて決めております。
- e. 報酬は年俸制・月額均等支給方式で、役員賞与制度はありません。
- f. 本制度の毎年の運用に当たっては監査等委員の意見を聴取のうえ、取締役会において決議することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	33百万円	-	33百万円	-	4名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17百万円 （3百万円）	-	17百万円 （3百万円）	-	5名 （4名）
合 計 （うち社外取締役）	50百万円 （3百万円）	-	50百万円 （3百万円）	-	9名 （4名）

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第149期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結経常利益であり、当事業年度の実績は111百万円です。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第144期定時株主総会において、監査等委員でない取締役報酬額（総額）は月額1千5百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額（総額）は月額3百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時の取締役の員数は、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）です。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2021年6月25日開催の第149期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し支払った役員退職慰労金は15百万円です。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 白石 勉

i 他の会社の兼任状況

該当事項はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況および職務の概要

2021年6月25日就任後の当事業年度の取締役会16回のうち16回出席いたしました。毎回意見やアドバイスを述べており、特に事業経営、財務および会計に関する豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を行うなど積極的に発言を行っております。

また、2021年6月25日就任後の当事業年度の監査等委員会7回のうち7回に出席し、議案、審議等につき意見を適宜述べております。

iii 責任限定契約の内容の概要

当社と白石 勉氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役（監査等委員） 浦上 純一郎

i 他の会社の兼任状況

日鉄ステンレス株式会社の財務部財務室長であり、日鉄ステンレス株式会社は当社のその他の関係会社であります。

ii 当事業年度における主な活動状況および職務の概要

2021年6月25日就任後の当事業年度の取締役会16回のうち16回に出席いたしました。毎回意見やアドバイスを述べており、特に財務および会計に関する豊富な知識・実績に基づき、質問・提言を行うなど積極的に発言を行っております。

また、2021年6月25日就任後の当事業年度の監査等委員会7回のうち7回に出席し、議案、審議等につき意見を適宜述べております。

iii 責任限定契約の内容の概要

当社と浦上純一郎氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	30百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積もりの算出根拠の妥当性等について検証を行ない、審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断したときは、監査等委員会は会社法第340条第2項の規定に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

なお、その他会計監査人であることにつき支障があると判断されるときは、監査等委員会は解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社の取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制に関する基本方針は次のとおりであります。

① 業務運営の基本方針

当社ならびに子会社は、企業価値を高めるため継続的な収益改善と株主、従業員、そして社会の負託に応える「存在価値のある強い会社」の実現を目指しております。

当社ならびに子会社では「お客様に価値を供給し続けることが、当社の存在意義を確固たるものにする唯一の方法である」との認識のもと、以下の4点を経営の基本方針としております。

- a) 顧客の発展に役立つ商品・サービスの提供
- b) 法令遵守と企業の社会的責任への取り組みの徹底
- c) 社員が一丸となり逞しい企業文化の構築
- d) 品質・環境マネジメントシステムの継続的改善

また、関連法規、社内規程を遵守し、業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めます。

② 内部統制システムの基本方針

- a) 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社ならびに当社子会社の取締役会は、取締役会規則その他の規程に基づき経営上の重要事項について執行決定を行うとともに取締役から執行状況についての報告を受けます。また、各取締役は使用人の職務執行を監督するとともに、他の取締役の職務執行の法令および定款への適合性について相互に監視します。
 - ii 当社ならびに当社子会社は、「高砂鐵工グループ企業理念」および「社員行動規範」を当社ならびに子会社のすべての者に対して周知徹底するとともに、当社社長を委員長とする「内部統制委員会」においてコンプライアンス全体を統括し、法令および定款・社内規程等の徹底遵守を図ります。

- iii 当社ならびに当社子会社は、「内部統制基本規程」、「内部監査規程」に基づき、職務の執行が適正であるかを定期的に監査し、継続的改善を図ります。
- iv 当社ならびに当社子会社での相談、通報体制としての「ヘルプライン運営基準」を当社ならびに子会社に徹底します。また、相談、通報内容は守秘し、申出者に対しては不利益な扱いを行わないこととします。
- v 当社ならびに当社子会社は、財務報告の信頼性を合理的に保証するために、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行います。
- b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - i 取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を法令および社内規程に基づき適正に保存および管理を実施します。
 - ii 財務情報等の重要な企業情報について、法令および株式会社東京証券取引所適時開示規則等に則り、適時適正な情報開示を行います。
- c) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 当社ならびに当社子会社の各取締役、各部門長は経営に重要な影響を与えるリスクを抽出・評価し、規程・業務手順書等の整備を行い社内に徹底するとともに、モニタリング活動等を通じてリスクの予防・低減に努めます。
 - ii 当社ならびに当社子会社は、「内部統制委員会」へリスク情報を集約し職務執行への活用を図るとともに、全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の継続的改善を推進します。
 - iii 当社ならびに当社子会社は、経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に備え、「リスク管理規程」に基づき予め必要な対策、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。
- d) 当社の取締役および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 当社ならびに当社子会社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 - ii 当社は取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、全取締役（非常勤取締役を除く。）が出席する経営会議を原則週1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

- e) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i 企業集団内に親会社組織に属する関連会社管理部門を設けており、企業集団における情報の共有化と業務執行の適正を確保することに努めます。
 - ii 関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、「関連会社管理規程」に基づいて事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。
- f) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く必要が生じた場合には、当該使用人を置くこととします。
- g) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
 - i 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動等については、監査等委員でない取締役と監査等委員で意見交換を行うものとし、監査等委員会の同意を得たうえで決定します。
 - ii 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとします。
- h) 当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等が監査等委員会への報告に関する体制
 - i 当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等は、法令および監査等委員会監査等基準に基づき、当社ならびに子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項について適時適切に当社監査等委員会に報告します。
 - ii 監査等委員は取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席するとともに、重要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。
 - iii 監査等委員は会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門とも情報交換、意見交換等を行い連携を図っていきます。

- i) 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

上記h)の報告を行った当社の監査等委員でない取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止します。

- j) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を当社が負担します。

- k) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が行う社内関係部門および会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査に対しては、実効的な監査の実施を確保するために留意します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要に関する事項

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

当社ならびに当社子会社は、「内部統制基本規程」、「財務報告に係る内部統制基本規程」、「内部監査規程」に基づき、年度の監査計画を策定し、事業活動が法令、諸規程等に遵守しているかを確認するため、全社横断的なリスクに対する点検、財務報告の信頼性を合理的に保証するための評価を半期に1回、各部門に対する業務内部監査を年度を通じて定期的に実施しております。

監査等を通じて顕著化した課題や不備があった場合は、当該部門は適時改善対応策を行うとともに、半期に1回開催の当社社長を委員長とし、取締役全員、常勤監査等委員が出席する内部統制委員会にて是正状況を確認、内部統制システムの有効性の確認を行い、取締役会にて報告を行っております。

また、常勤監査等委員および総務部を窓口とした「ヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、法令違反行為の未然防止と改善を図っております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた対応に関する事項

① 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、従来より「高砂鐵工グループ企業理念」のもと、役員および社員一人ひとりが法令・社内規程を遵守し、社会規範を尊重し、高い企業倫理を保つための取り組みを徹底してきたところであり、

- i 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては関係を一切持たないこと
- ii 反社会的勢力からの不当要求に対しては当社一丸となって断固拒絶すること

を基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- i 上記「基本方針」を取締役会にて再確認するとともに社員に対し周知徹底を図っております。
- ii 反社会的勢力との関係遮断および被害防止に関する社内規程を制定し、これに関する基本的考え方、社内統括責任者・部門責任者およびその役割、社内報告・対応方法、外部専門機関との連携、情報収集および啓蒙等について定めております。

6. 会社の支配に対する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,644	流 動 負 債	3,619
現金及び預金	1,784	支払手形及び買掛金	1,979
受取手形	551	電子記録債務	886
電子記録債権	353	未払法人税等	206
売掛金	1,669	未払消費税等	64
商品及び製品	1,057	賞与引当金	55
仕掛品	390	契約負債	137
原材料及び貯蔵品	760	その他	288
その他	78	固 定 負 債	969
貸倒引当金	△1	役員退職慰労引当金	53
固 定 資 産	1,842	退職給付に係る負債	796
有形固定資産	1,578	資産除去債務	31
建物及び構築物	804	その他	87
機械装置及び運搬具	497	負 債 合 計	4,588
土地	236	純 資 産 の 部	
その他	40	株 主 資 本	3,882
無形固定資産	24	資本金	1,504
投資その他の資産	239	利益剰余金	2,385
投資有価証券	16	自己株式	△6
繰延税金資産	136	その他の包括利益累計額	15
その他	91	その他有価証券 評価差額金	2
貸倒引当金	△4	退職給付に係る 調整累計額	12
資 産 合 計	8,486	純 資 産 合 計	3,898
		負 債 純 資 産 合 計	8,486

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	10,830
売上原価	9,014
売上総利益	1,815
販売費及び一般管理費	1,018
営業利益	796
営業外収益	32
受取利息及び配当金	0
業務受託料	2
仕入割引	0
助成金収入	21
環境対策費戻入益	1
受取保険金	2
その他	4
営業外費用	21
支払利息	6
有形売却損	4
支払手数料	5
売上割引	5
その他	0
経常利益	807
特別損失	3
固定資産除却損	3
税金等調整前当期純利益	804
法人税、住民税及び事業税	202
法人税等調整額	△45
当期純利益	647
親会社株主に帰属する当期純利益	647

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	資本金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	退職給付 に係る調整 累計額	その他 の利益合 計	
当 期 首 残 高	1,504	1,775	△6	3,272	2	△34	△32	3,240
会計方針の変更による累 積的影響額		△7		△7				△7
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,504	1,767	△6	3,264	2	△34	△32	3,232
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当		△30		△30				△30
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		647		647				647
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					0	47	47	47
当 期 変 動 額 合 計	—	617	△0	617	0	47	47	665
当 期 末 残 高	1,504	2,385	△6	3,882	2	12	15	3,898

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】（2022年3月期）

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	タカサゴスチール(株)、(株)タカテツライフ

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品、製品、仕掛品、原材料
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

主として建物及び機械装置については定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～15年

(ロ) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

(イ)顧客との契約から生じる収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する。

鉄鋼製品事業においては、主にみがき帯鋼、ステンレスの製造及び販売を行っております。これらの製品の販売の履行義務の充足時点は、製品を顧客に引き渡した時点ですが、出荷時点から履行義務の充足時点までの間が通常の間であるため出荷時点で収益を認識しております。なお、ステンレスの販売において、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る金額から仕入先に支払う金額を控除した純額を収益として認識しております。

(ロ)その他の収益

不動産事業においては、賃貸借契約期間に基づく契約上の収受すべき月当たりの賃料を基準として、その経過期間対応する賃料を計上しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、将来において顧客に移転するまで企業が当該製品の物理的占有を保持する契約である請求済未出荷契約取引については、顧客が支配を獲得する製品出荷時に収益を認識するとともに、顧客から受け取った対価について「契約負債」を認識しております。また顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は128百万円減少し、売上原価は124百万円減少しており、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は7百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

なお、「金融商品に関する注記」において金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は242百万円であります。

前連結会計年度において、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「電子記録債務」は536百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

高砂鐵工(株)の繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）101百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は104百万円であります）

(2) その他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得により繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の予算を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積の基礎となる翌期の予算における主要な仮定は、予想販売数量であります。予想販売数量は主に顧客からの情報や拡販目標を織り込んで策定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

予想販売数量は、見積りの不確実性が高く課税所得の見積額が変動することにより、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	9,014百万円
(2) 担保に供している資産	
建物及び構築物	605百万円
機械装置及び運搬具	490百万円
土地	2百万円
計	<u>1,099百万円</u>
(3) 受取手形割引高	346百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式数の種類及び総数

普通株式

3,008千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額

2021年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

- ・ 配当金の総額 30百万円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・ 配当金の総額 105百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たりの配当額 35円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、四半期毎に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務はそのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、またデリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額および時価については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式に該当する非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）は、次表には含まれておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格によって算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

・時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	16	—	—	16

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

8. 収益認識基準に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	鉄鋼製品事業	不動産事業	計
みがき帯鋼	4,465	—	4,465
ステンレス	5,600	—	5,600
加工品	578	—	578
不動産事業	—	185	185
計	10,644	185	10,830
一時点で移転される財	10,644	—	10,644
一定の期間にわたり移転される財	—	185	185
計	10,644	185	10,830
顧客との契約から生じる収益	10,644	—	10,644
その他の収益	—	185	185
外部顧客への売上高	10,644	185	10,830

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の注記（2）会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
契約負債	109	137

契約負債は、顧客から受領した対価のうち期末時点において同契約に対する製品が出荷されていないものの残高であります。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は83百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引額

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用土地や賃貸住宅等を有しております。

2022年3月31日における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は97百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
441	△5	435	3,746

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 賃貸等不動産の当期増減額のうち主な減少額は、減価償却費であります。

(注3) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定した金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,298円 36銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 215円 80銭 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,189	流動負債	1,865
現金及び預金	1,568	支払手形	76
受取手形	226	電子記録債務	35
電子記録債権	249	買掛金	1,150
売掛金	1,125	未払金	89
製品	269	未払費用	136
原材料	195	未払法人税等	115
仕掛品	267	未払消費税等	64
貯蔵品	35	前受金	14
前払費用	11	預り金	112
未収入金	11	設備関係支払手形	24
短期貸付金	228	賞与引当金	43
貸倒引当金	△0	固定負債	923
固定資産	1,775	役員退職慰労引当金	36
有形固定資産	1,570	退職給付引当金	768
建物	781	資産除去債務	31
構築物	20	長期預り金	87
機械装置	490	負債合計	2,789
車両運搬具	1	純資産の部	
工具器具備品	39	株主資本	3,173
土地	236	資本金	1,504
無形固定資産	23	利益剰余金	1,675
借地権	8	利益準備金	327
ソフトウェア	15	その他利益剰余金	1,348
投資その他の資産	181	繰越利益剰余金	1,348
投資有価証券	16	自己株式	△6
関係会社株式	60	評価・換算差額等	2
破産更生債権等	4	その他有価証券	2
繰延税金資産	101	評価差額金	2
その他	2	純資産合計	3,175
貸倒引当金	△4	負債純資産合計	5,964
資産合計	5,964		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	5,892
売 上 原 価	4,710
売 上 総 利 益	1,182
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	692
営 業 利 益	489
営 業 外 収 益	36
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9
業 務 受 託 料	2
助 成 金 収 入	17
環 境 対 策 費 戻 入 益	1
受 取 保 険 金	1
そ の 他	3
営 業 外 費 用	14
支 払 利 息	7
支 払 手 数 料	5
そ の 他	1
経 常 利 益	511
特 別 損 失	3
固 定 資 産 除 却 損	3
税 引 前 当 期 純 利 益	508
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	99
法 人 税 等 調 整 額	△52
当 期 純 利 益	460

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等	純 資 産 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 計				
当 期 首 残 高	1,504	324	921	1,245	△6	2,742	2	2,745
当 期 変 動 額								
剰余金の配当			△30	△30		△30		△30
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		3	△3	-		-		-
当 期 純 利 益			460	460		460		460
自己株式の取得					△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							0	0
当期変動額合計	-	3	427	430	△0	430	0	430
当 期 末 残 高	1,504	327	1,348	1,675	△6	3,173	2	3,175

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】（2022年3月期）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価の方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価の方法

- ・製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び機械装置については定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

機械装置 2年～15年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ71百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は204百万円であります。

前事業年度において、「流動負債」の「支払手形」に含めておりました「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

なお、前事業年度の「電子記録債務」は36百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 101百万円 (繰延税金負債と相殺前の金額は104百万円である)

(2) その他の情報

連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,874百万円
(2) 関係会社に対する債権・債務	
短期金銭債権	270百万円
短期金銭債務	103百万円
(3) 担保に供している資産	
建物	605百万円
機械装置	490百万円
土地	2百万円
計	1,099百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業及び営業以外の取引高

売上高	125百万円
仕入高	8百万円
営業取引以外の取引高	10百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(注)	5千株	0千株	—千株	5千株
合計	5	0	—	5

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、賞与引当金等であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容及び職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社(当該その他の関係会社の親会社を含む)	日本製鉄(株)	東京都千代田区	419,524	鉄鋼の製造・販売	間接(被所有)30.80%	—	原材料の購入	普通鋼帯鋼、特殊鋼帯鋼の購入	2,449	買掛金	847
	日鉄ステンレス(株)	東京都千代田区	5,000	鉄鋼の製造・販売	直接(被所有)30.80%	—	原材料の購入	ステンレス鋼の購入	478	買掛金	99
子会社	タカサゴスチール(株)	大阪府東大阪市	40	ステンレス、特殊鋼他の加工及び販売	直接(所有)100.00%	役員1名	製品の販売・仕入	資金の貸付	281	短期貸付金	228
								受取利息	1	—	—
	(株)タカテツライフ	東京都板橋区	20	不動産の賃貸及び管理	直接(所有)100.00%	役員1名	不動産賃貸・管理	資金の預り金	—	預り金	103
								支払利息	0	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 日本製鉄(株)・日鉄ステンレス(株)からの原材料の購入は、日鉄物産(株)その他計3商社を経由して購入しており、取引金額等は商社に対する会計帳簿上の取引に基づいて記載しております。なお、価格は市場の実勢価格で決定しております。
2. 資金の貸付・資金の預り金については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による取引であり、資金の貸付の取引金額は取引が存在する月の期中平均残高を、資金の預り金の取引金額は期中における増減額(純額)を、それぞれ記載しております。また、貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,057円 77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 153円 29銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

高砂鐵工株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤克宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高砂鐵工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂鐵工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

高砂鐵工株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤克宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高砂鐵工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第150期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

高砂鐵工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 橋戸康正 (印)

監査等委員 白石勉 (印)

監査等委員 浦上純一郎 (印)

(注) 監査等委員白石 勉及び浦上純一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、利益状況に対応した配当を行うことを基本として、財務体質の改善、企業価値の向上に向けた投資資金の確保、先行きの業績見通し等を勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を図っていくことを配当の方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針のもと、当期の業績および財務体質等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は105,079,065円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 上記(1)(2)の条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。
- (4) 上記(1)(2)の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
第4章 取締役及び取締役会 第18条～第30条【条文省略】	第4章 取締役及び取締役会 第19条～第31条【現行どおり】

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査等委員会 第31条～第35条【条文省略】</p> <p>第6章 会計監査人 第36～第38条【条文省略】</p> <p>第7章 計算 第39条～第41条【条文省略】</p> <p>(附則)</p> <p>1 【条文省略】 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 第32条～第36条【現行どおり】</p> <p>第6章 会計監査人 第37条～第39条【現行どおり】</p> <p>第7章 計算 第40条～第42条【現行どおり】</p> <p>(附則)</p> <p>1 【現行どおり】</p> <p>2 <u>株主総会資料の電子提供に関する経過措置</u></p> <p><u>(1)定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2)前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集手続きについては従前の例による。</u></p> <p><u>(3)附則2項(1)から(3)は、2022年9月1日から6か月を経過した日にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役山田健司、横谷龍裕、松井勝人の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき点はなしとしております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	かとうかんじ 加藤勘二 (1964年10月13日生)	1987年4月 新日本製鐵(株)(現日本製鐵(株))入社 2011年4月 同社八幡製鐵所生産業務部長 2012年10月 新日鐵住金(株)(現日本製鐵(株))八幡製鐵所生産業務部長 2014年10月 同社八幡製鐵所工程業務部長 2016年4月 同社鋼管事業部鋼管営業部長 2019年4月 日本製鐵(株)参与大阪支社副支社長委嘱 2022年4月 当社参与 現在に至る	-株
2	よこたにたつひろ 横谷龍裕 (1963年4月28日生)	1989年3月 当社入社 2008年10月 当社みがき帯鋼事業部販売部長 2010年6月 当社みがき帯鋼販売部長兼企画室部長 2010年11月 当社販売部長兼企画室部長 2015年6月 当社販売部長兼企画室長 2016年6月 当社取締役調達、名古屋支店担当、企画室長兼販売部長 2020年6月 当社取締役名古屋支店担当、企画室長兼販売部長 2021年4月 当社取締役品質保証、製造担当、企画室長 現在に至る	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	まつ い かつ ひと 松 井 勝 人 (1967年10月23日生)	1990年4月 当社入社 2010年6月 当社総務部長 2011年10月 当社総務部長兼企画室部長 2015年6月 当社総務部長兼調達部長兼企画室部長 2020年6月 当社取締役経理担当、総務部長兼調達部長兼企画室部長 2021年4月 当社取締役総務、経理、販売、名古屋支店担当、調達部長 現在に至る	1,000株
4	やま だ けん じ 山 田 健 司 (1955年1月23日生)	1977年4月 新日本製鐵(株) (現日本製鉄(株)) 入社 2003年4月 同社本社人事・労政部部长 2005年4月 同社本社環境部部长 2009年4月 同社参与本社環境部部长 2011年3月 新日鉄マテリアルズ(株)代表取締役社長 2012年10月 新日鉄住金マテリアルズ(株)代表取締役社長 2018年10月 当社参与兼日鉄ケミカル&マテリアル(株)取締役 2019年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告11頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役橋戸康正氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は同意しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
しろ いし みのる 城 石 稔 (1957年8月20日生)	1982年3月 当社入社 2005年6月 当社みがき帯鋼事業部みがき帯鋼製造部長 2009年6月 当社品質保証部長 2011年1月 当社名古屋支店長 2013年6月 当社取締役企画室長兼品質保証部長兼製造部長 2015年6月 当社取締役品質保証部長兼製造部長 2016年6月 当社取締役製造担当品質保証部長 2021年6月 当社顧問 現在に至る	1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、城石稔氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告11頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第4号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役城石 稔氏の補欠の監査等委員である取締役として新谷 清氏を、監査等委員である社外取締役白石 勉氏および浦上純一郎氏の補欠の監査等委員である取締役として原野 雅博氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は同意しております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	しん たに きよし 新 谷 清 (1951年5月22日生)	1974年4月 新日本製鐵(株)(現日本製鉄(株))入社 1988年11月 同社名古屋製鉄所経理部経理室長 1994年6月 同社財務部部長代理 1997年2月 (株)日鉄ライフ出向 (株)テュエスト・ライフ監査役、(株)ホテルニュー神田監査役 2001年12月 (社)日本監査役協会出向 2005年1月 (社)日本租税研究協会出向 2006年6月 (社)日本租税研究協会事務局長 2017年6月 当社取締役(監査等委員) 2021年6月 当社取締役(監査等委員)退任 現在に至る	一株
2	はら の まさ ひろ 原 野 雅 博 (1962年11月2日生)	1986年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行)入行 2009年4月 (株)みずほ銀行コンサルティング営業開発部長 2011年6月 同行芝支店芝第二部長 2014年4月 同行丸之内支店丸之内第二部長 2016年4月 日本土地建物(株)入社 開発推進部部长兼都市開発部部长 2017年1月 同社執行役員都市開発事業部担当補佐 2018年11月 同社常務執行役員事業戦略部担当都市開発事業部投資開発部担当補佐 2021年4月 中央日本土地建物(株)常務執行役員都市開発事業部担当 事業統括部担当(副) 2022年4月 同社常務執行役員 都市開発事業第一部同第二部担当 事業統括部担当(副) 現在に至る	一株

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2. 原野雅博氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。選任理由につきましては、財務および会計に関して豊富な知見を有し、当該知見を活かして、客観的・中立的な立場で取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであり、また業務執行を行う経営陣から独立した立場にあるところから候補者としております。
 3. 新谷 清氏および原野雅博氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
 4. 原野雅博氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告11頁に記載のとおりです。新谷 清氏および原野雅博氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます監査等委員である取締役橋戸康正氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
はし 橋 ど 戸 やす 康 まさ 正	2018年6月 当社取締役(監査等役員・常勤) 現在に至る

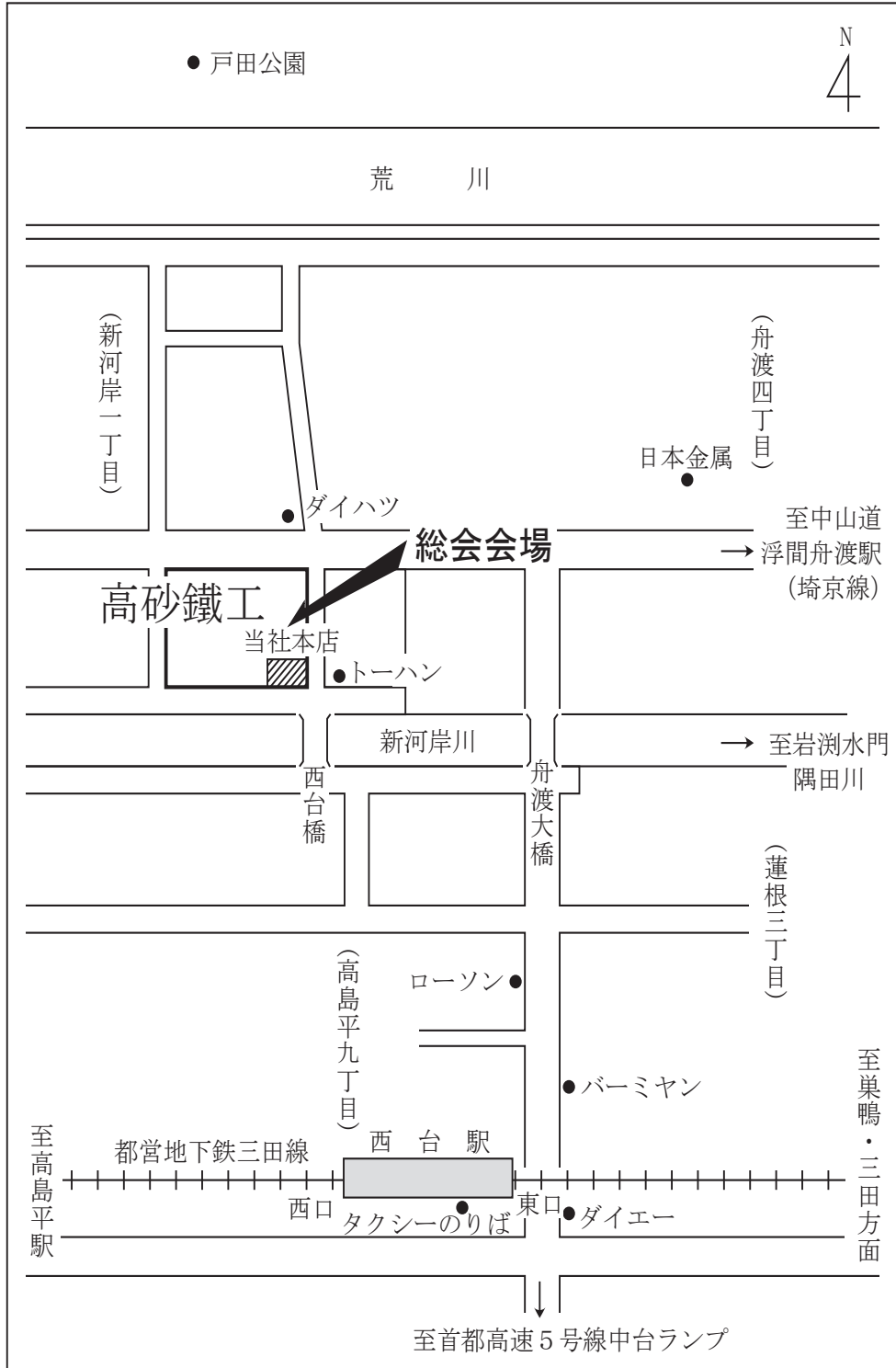
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

東京都板橋区新河岸一丁目1番1号 当社本店会議室
電話 03 (5399) 8111 (代表)



都営地下鉄三田線西台駅東口から徒歩約10分